

南国市移住促進デジタルプロモーション事業委託仕様書

1 業務の目的

南国市は、高知県の中央部に位置し、空の玄関・高知龍馬空港、陸の玄関・高知自動車道南国IC及びJR土讃線後免駅を有する等、県外からのアクセス機能が良好な立地にあることから、「ゆとりある準都会生活始めてみませんか」をキャッチフレーズとして、移住促進施策に取り組んでおり、令和7年度においては、本市では初めてとなるデジタルマーケティング活用事業を実施した。

本年度においても、昨年度同事業で得られた成果を活かし、引き続き、若年層（34歳以下）の移住者の呼び込み及び本市への定着を図るものである。

※令和8年度南国市移住促進デジタルプロモーション事業業務委託公募型プロポーザル実施要領の「2 事業の概要」の「(2) これまでの経緯（事業の目的）」も参照のこと。

2 業務ごとの目的、内容等

以下の2つの業務を実施する。なお、プロポーザルにおいて提案された内容については、事業実施において、委託者の意向により提案どおりとしない場合がありうるので留意すること。

業務1 移住プロモーション動画の作成

(1) 目的及びターゲット

本業務を実施する目的	ターゲット
①移住プロモーション動画を作成し、移住フェアや移住相談での活用のほか、市のホームページにアップすることで、本市への移住の意欲を高める。	県外在住の次の者。特に南国市に詳しくないIターン希望者を想定している。年齢層・地域の指定はない。
②YouTube 広告、SNS、デジタルサイネージ等での発信用素材として継続的に活用する。	①移住関心層（移住に興味がある者） ②移住検討層（移住に向けて具体的に検討している者）

(2) 内容

ア 企画・構成

①観光の要素を入れる等、実際に南国市に足を運んでもらえるような内容・仕組みを一部に入れることを検討すること。ただし、あくまでも移住プロモーション動画であるため、全体のバランス等を考えた結果、そのような内容・仕組みを含めないこととしても良いが、その場合はその理由を付すこと。

※観光等で本市に訪れてもらい、その空気感を体感した結果、移住を決断するケースが多いと考えているため。

②令和7年度同事業で実施したウェブアンケート調査において、「ある程度移住希望先が絞られてきた段階での移住検討ツールとしてあったら良いと思うものは何か（選択制・上位3つまで選択可）」との質問（回答者数362人）に対し、第1・2位（回答数109、30.1%）の「現地を訪問しての移住ツアー」、「お試し移住体験（2週間以内）」に続き、「移住希望先での生活がイメージできる動画視聴」が第3位（回答数67、18.5%）であったことも考慮すること。

③プロポーザルにおいて、方向性、構成概要、簡単なシナリオ等について、イメージしやすいように提案をすること。また、なぜそのような提案にしたのか理由を付すこと。

④プロポーザルにおいて、下記ウ①に掲げる動画の種類ごとに、視聴維持率を高めるための工夫についても提案に含めること。

イ 撮影・映像作成

- ①企画・構成に基づき、動画の制作に必要な撮影、映像作成及び資料・素材収集を行うこと。
- ②使用する映像は、原則として、本業務において新規撮影したものとする。ただし、やむを得ない理由又は合理的な理由がある場合は、事前に委託者と協議の上、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。

ウ 規格等

規格等は、基本的には以下の①から③までのとおりで考えているが、あくまでも市としての考えであり、①から③までのいずれについても、プロポーザルにおいて、理由を付した上でより良いと思われる提案をしても構わない。

①数量・本数は、次の表のとおりとする。

	種類	時間	本数
(a)	移住プロモーション動画	3分程度	1本
(b)	(a)で作成した動画のショート版	15～30秒程度	1本
(c)	(a)をSNS用に編集した動画(※)	15～30秒程度	1本
(d)	(c)のサムネイル用画像(YouTube、Instagram想定)	—	1～3枚程度
(※)本市のSNS媒体としては、市全体としてはFacebookとLINE、移住に特化したものとしてはX、Facebook、Instagramがある。			

- ②上記①の(a)(b)の画面縦横比は16:9とし、同(c)の画面縦横比はスマートフォンでの再生を踏まえ9:16とする。
- ③上記①の(a)～(c)の解像度はフルハイビジョン以上とする。

エ 編集

- ①撮影した映像等の加工及び編集のほか、音楽、音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。
- ②完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

オ その他事項

- ①使用する映像及び音声に係る肖像権、著作権等の本業務に係る権利関係の交渉及び必要な処理を行い、委託者への成果物の譲渡後もこれらの権利関係について問題が発生しないようにすること。
- ②出演者、撮影場所、制作等に関する関係機関への連絡調整、交渉、許可申請等は、動画作成に係る委託業務に含めるものであること。

業務2 成果物を活用したプロモーションの実施

(1) 目的・目標及びターゲット

本事業を実施する目的・目標	ターゲット
<p>①本市の魅力を動画により伝えることにより、34歳以下の移住相談件数の増を目指す。</p> <p>目標としては、「プロモーション実施期間中の34歳以下の電話、対面、又はメールによる移住相談件数の令和6年度同期間比で月当たりプラス2件」とする。</p> <p>(例) 本年度のプロモーション実施期間が10月～翌1月だった場合→令和6年度の10月～翌1月の電話、対面、又はメールによる移住相談件数実績が3件＝月当たり0.75件なので、「月当たり2.75件＝期間合計11件(令和6年度比プラス8件)」が目標となる。</p>	<p>県外在住で34歳以下の次の者。特に②を想定している。</p> <p>①移住関心層(移住に興味がある者)</p> <p>②移住検討層(移住に向けて具体的に検討している者)</p>

②移住相談件数の増を図る手法として、令和7年度同事業の手法との比較検討材料とする。

(2) 内容

- ア 業務1で制作した動画について、ターゲットに対する効果的な情報発信の手法を提案し、実施すること。提案に当たっては、実施要領別紙「令和7年度南国市移住促進デジタルマーケティング活用事業について」に記載する令和7年度事業の配信実績を参考にすること。
- イ YouTube 広告、SNS による配信等、インターネットを活用することとし、プロポーザルにおいて、最適と考えられる媒体（複数の媒体又は複数の媒体の組合せも可）、配信期間等を、理由を付して提案すること。
- ウ 配信期間中は、定期的に配信状況を確認し、ターゲットに対して効果的に情報が届いているか等を分析の上、少なくとも1回は委託者に報告するとともに、必要に応じて改善策を提案し、委託者と協議の上、実施すること。

3 成果物

受託者は、業務完了時に、次の成果物を納品すること。納品期限は、委託期間の末日とする。

	業務区分	成果物	提出方式
(1)	業務1	業務1 (2)ウ①の表に掲げる(a)(b)の動画	①再生用として、一般的な家庭用プレイヤーで再生できるDVDディスクにより3枚提出すること。 ②ウェブアップロード用として、動画データを光学ディスク（DVD-R等）又はファイル転送サービス等により提出すること。
(2)		業務1 (2)ウ①の表に掲げる(c)の動画	①SNSアップロード用として、動画データを光学ディスク（DVD-R等）又はファイル転送サービス等により提出すること。
(3)		業務1 (2)ウ①の表に掲げる(d)の画像	①SNSアップロード用として、画像データを光学ディスク（DVD-R等）又はファイル転送サービス等により提出すること。
(4)		動画制作に使用した素材（写真データ、動画、動画台本等）と当該素材一覧表	①各種データを光学ディスク（DVD-R等）又はファイル転送サービス等により提出すること。
(5)	業務2	配信媒体、再生回数、視聴者属性等を分析した実績報告書。 <u>当該報告書には、受託者による考察（単なる結果の標記ではなく事業効果や今後の提案等）を内容に含めること。</u>	①電子データを光学ディスク（DVD-R等）又はファイル転送サービス等により提出すること。

4 留意事項

- (1) 本仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- (3) 成果物の所有権、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び使用に関する権利は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、成果物について、著作者人格権を有する場合であっても、委託者及び委託者が指定する第三者に対して、当該著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、委託者又は委託者が指定する第三者による成果物の利用、改変、公表、翻案その他の利用行為について、異議を述べないものとする。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (7) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合は、委託者の責に帰すべき事由によるときを除き、受託者の責任と負担によりこれを解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、受託者がその損害を賠償しなければならないものとする。
- (8) 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- (9) 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受ける。
- (10) 受託者は、当該委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

5 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。